

第 5 回

富里市農業委員会議事録

令和 5 年 5 月 8 日（月）

富里市役所 すこやかセンター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和5年5月8日（月）

場 所 富里市役所 すこやかセンター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会长 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5 議案第4号 令和4年度農業委員会の農地転用の最適化の推進状況
その他事務の実施状況

6 議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等

7 報告第1号 農地法第5条の規定による届け出について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	伊	井	義	則
3番	塩	澤	英	一	4番	篠	原	美惠子
5番	相	川	克	義	6番	森	田	孝子
7番	田	上	友	子	8番	藤	崎	芳久

欠席（0名）

◎開会

議長 これより令和5年第5回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時31分)

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

森田 孝子 君、田上 友子 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類及び現地調査の報告をいたします。

担当は田上です。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。権利者は贈与を受ける。理由は現状の畑と地続きであり、規模拡大となるため取得したいとのことです。義務者は贈与をする。理由は、現在、主に作付けしている農地が成田空港の拡張用地となり、移転が決まり、農業は廃業することです。申請地は、七栄の陣太鼓から南西に250メートルほどに位置します。隣接農地との境界杭があり、進入路も確保されています。第三者の権利はありません。権利者は農業経営者であり、農業形態として畑作カンショ、トウモロコシです。営農状況は畑1,286平方メートルです。労働力は世帯員2名、専業2名です。農機具は一式完備しております。営農計画予定品目は、カンショ、トウモロコシです。現在の耕作状況は耕作しており、規模縮小行為はありません。また、住所地と申請地は隣接しており、徒歩1分ほどです。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の報告をいたします。

担当は田上です。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。権利者は贈与を受ける。理由は義務者の要望に応じる。義務者は贈与をする。理由は相続により取得したが遠くに住んでおり管理ができないため、贈与したいとのことです。申請地は、ボディーショップホットガレージから北へ30メートルほどに位置します。隣接地との境界杭があり、進入路の確保はされております。第三者の権利はありません。権利者は農業経営者であり、農業形態として畑作人参です。営農状況は畠8,500平方メートルです。労働力は世帯員2名、専業2名です。農機具は一式完備しております。営農計画予定品目は、人参です。現在の耕作状況は耕作しており、規模縮小行為はありません。また、住所地と申請地は隣接しており、徒歩1分ほどです。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転3を議題とします。田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について、書類審査及び現地調査の報告をいたします。

担当は田上です。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。権利者は贈与を受ける。理由は義務者の要望に応じる。義務者は贈与をする。理由は相続により贈与したが、遠くに住んでおり管理ができないため、贈与したいとのことです。申請地は、ボディーショップホットガレージから北へ30メートルほどに位置します。隣接地との境界杭があり、進入路も確保されております。第三者の権利はありません。権利者は所有権移転2と同一者ですので、経営状況などは問題なしと考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転4を議題とします。田上委員の審査並びに調査の結果について、

説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転4について、書類審査及び現地調査の報告をいたします。

担当は田上です。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。権利者は経営規模拡大、義務者の要望です。義務者は経営規模縮小です。申請地は、旧セーブオン高松入店から西へ30メートルほどに位置します。隣接農地との境界杭があり、進入路も確保されています。第三者の権利はありません。権利者は農業経営者であり、農業形態として畑作人参です。営農状況は畠約38,000平方メートルです。労働力は世帯員3名、専業3名です。農機具は一式完備しております。営農計画予定品目は、人参です。現在の耕作状況は耕作しており、規模縮小行為はありません。住所地と申請地は隣接しており、徒歩1分ほどです。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第3、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。篠原委員の審査並びに調査の結果について説明を求める

篠原委員。

篠原委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

概要は議案記載のとおりです。申請地は、ヤマト運輸の南西150メートルに位置し、第2種農地です。選定理由は、既存集落地域であり、立地条件及び給排水施設も整備されています。さらに、小中学校や市役所など公共施設からも近いことから、今後の子育てなどを考え住宅に適していると判断しました。農振除外は、平成10年6月10日全体見直し。用途は専用住宅建設です。工期は、許可後から令和5年12月25日を予定しています。敷地内に雨水浸透枠を設けて処理し、汚水は敷地内に処理枠を設け市道の既存汚水本管に接続します。周辺農地の境にはブロックフェンスを設置し、営農への被害及び土砂流出を防ぎ、日照通風に関しては、建物の間にゆとりを設けているので影響はないとの判断します。平坦地ではあるが、若干盛土造成が生じるため事業地内の発生土によるものとします。隣接地との高低差処理としては、土留を設置します。工事中は、仮囲いシート等を設けて第三者の侵入を防ぐとともに外周の土留工事を先行し、隣接地等への土砂流出を防ぐなど隣接する土地所有者への説明済みです。資力については、事業に必要な総額を上回る額の金融機関の融資証明が付いていました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、所有権移転2を議題とします。篠原委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について、現地

調査及び書類審査の報告をいたします。

概要是議案記載のとおりです。申請地は、両国の軽種馬協会の東20メートルに位置します。選定理由は、現在アパート生活をしているが、将来子どもが生まれ成長した際には手狭になることを鑑み、新居の建築を決意した。申請地は、今後発展が見込まれる地域の近隣であり、生活する環境としては良好な土地であること、また、現在の住所から遠くなく生活スタイルへの影響が少ないとから選びました。近隣で同様の土地を探したが、適切な土地がなく当該農地を選定しました。農振除外は、平成10年6月10日全体見直し。用途は専用住宅建設です。工期は、許可後から令和5年12月31日予定です。土砂等の流出対策としては、申請地の北側の農地に土砂、水等流出しないようブロック等で万全の対策を施すことを隣接農地所有者へ説明が済んでおります。工事中の騒音、振動、事故等の防止に努めます。施工後は、市の防災等に関する事項を遵守し、火災等の防止に努め、日照通風を考慮した建物配置をします。用水は井戸を設置し、雨水は宅地内浸透、雑排水の処理は合併浄化槽を設置し、蒸発散装置により処理します。

資力については、自己資金と金融機関による融資証明により事業総額より多いことを確認しました。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、所有権移転3を議題とします。相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転3について、書類

審査及び現地調査の報告をいたします。

担当委員は相川です。

概要は議案記載のとおりです。農振除外は、平成10年6月10日全体見直しです。申請地の位置は、スーパーナリタヤの先を左折し300メートル進んだところに位置します。営農条件は第2種農地。申請地の状況は雑草が生えていました。転用の用途は、太陽光発電設置用地。権利設定は所有権移転です。転用の概要は、申請人が太陽光発電事業による適当な土地がないかを探した。土地選定理由は、土地所有者から本件土地を譲り受けることができるようになつたので、当該地を選定した。事業実施の資金は自己資金で、残高証明があり、総事業費を上回る残高を確認しました。工期は許可後より令和5年9月30日の予定です。土砂等の搬入計画はありません。工期期間中の防災計画は、被害対策には万全を期するが、万一、発生した場合は自己責任において誠実に対応する。ガス、粉じんの発生はありません。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、所有権移転4を議題とします。相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転4について、書類審査及び現地調査の報告をいたします。

担当委員は相川です。

概要は議案記載のとおりです。申請地の位置は、葉山のベルク建設地の裏側100メートルのところに位置します。農振除外は、平成10年6月10日全体見直し。営農条件は第3種農

地。

申請地の状況は、雑草が生えていました。転用の用途は、特定条件付売買予定地、30区画です。権利設定は所有権移転です。選定の理由は、申請地は市道に隣接し、戸建住宅用地に最適である。進入路の確保もあり、隣接地との境界杭等もあります。

事業実施の資金は、自己資金の残高証明があり、事業総額を上回る金額を確認いたしました。

工期は、許可後より令和5年6月30日。土砂等の流出対策については、隣接地との境界に土留を設置することにより土砂流出を防止する。土砂搬入の計画はありません。工期期間中の防災計画は、工事中は防災ネットを設置し、隣接地への被害を防止する。なお、工事における進入道路は鋼版等を敷き、公共施設への破損等を防止する。ガス、粉じんの発生はありません。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、使用貸借権設定1を議題とします。篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借1について、現地調査及び書類調査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者と義務者の関係は親子です。申請地は、十倉十光台の南約50メートル、第1種農地ですが、集落に接続し、例外に合致します。転用の用途は専用住宅の建設で、使用貸借権設定です。申請者は、現在実家に住んでいますが、今

後家族が増える予定があり、申請地を使用貸借し、専用住宅を建築することにしました。造成計画については整地程度とし、切土、盛土等の造成行為はありません。土地選定理由は、経済的及び環境的なことを考慮し、当該敷地に住宅を建設することにしました。

工期は、許可後から令和5年12月1日を予定しています。周辺地権者への説明も済み、周辺農地に被害が及ばないようにします。土砂等の流出や日照、通風の影響は特になく、工事中は、防風、防じんネットを張り、周辺に危険が及ばないようにします。上水道は、道路の給水本管より新規取出しをします。雨水の処理は宅地内浸透、雑排水の処理は合併浄化槽を設置し、浄化槽で処理後、敷地内側面の側溝へ放流します。

資金については、事業費総額を上回る融資証明の確認がでております。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、4月25日付けて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の11ページに、6年新規で、畠1筆、3,966平方メートル。次第の12ページに、10年新規で、畠1筆、991平方メートル。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第4号

議長　日程第5　議案第4号　令和4年度農業委員会の農地転用の最適化の推進状況その他の実施（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局　はい、議長。

それでは、説明させていただきます。

こちらにつきましては、毎年5月の総会にて実施しています農業委員会による最適化活動の推進等の実施状況の報告についてです。

こちらは別添の資料となります。

それでは、議案第4号の資料をご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。昨年度と題目の表記が変更していますが、内容についてはほぼ一緒ですので、ご了承願います。

まずI、農業委員会の状況について、農業委員会の現在の体制についてですが、任命委嘱年月日が令和2年7月20日。任期満了年月日は、令和5年7月19日となります。農業委員は、令和5年4月1日現在、定数、実数とも8名です。認定農業者が5名、女性が3名、中立委員が1名となっております。農地利用最適化推進委員の定数と実数は12名で、地区数は6です。

次に、農家・農地等の概要については、総農家数が846戸、農業経営体数が704戸で、その右の農業者数は、基幹的農業従事者数といたしまして1,491人で、その内女性が661人、40代以下が128人です。これらの数値は、すべて農林業センサスからの数字です。なお、こ

ちらの数値は、5年に一度の統計のため、昨年度と同数値となっていますので、ご了承願います。さらに、右側の経営体数については、認定農業者が220人、基本構想水準到達者が90人、認定新規就農者が14人、農業参入法人については24法人です。こちらは農政課より直近の数値をいただいております。その下、耕地面積は、田が210ヘクタール、畑が2,220ヘクタール、合計で2,430ヘクタールとなります。こちらは国の農林水産省ホームページの耕地及び作付面積であり、統計資料の数字になります。

次のページをご覧ください。

Ⅱとしまして、最適化活動の実施状況として①現状及び課題についてですが、現状は、管内の耕地面積が2,430ヘクタールで、農政課の資料を基としたこれまでの集積面積は257ヘクタール、集積率は10.5%です。課題として、利用集積については、ほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要であり、今後も啓発活動を隨時実施し、新規の掘り起こしを行うとさせていただきました。

②目標につきましては、令和2年度に作成しました富里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき、新規集積面積の目標を10ヘクタールとし、集積面積は320ヘクタールです。こちらは昨年度の利用権の集積実績を基に記載しております。

③実績については、今年度の利用権設定が15.05ヘクタールで、年度末累計は325ヘクタール、集積率13.1パーセントとなっています。なお、点検結果として、農業委員会の活動内容のPRを含め、担い手等に内容の周知を図り、市農政部局及び農業委員会活動を通じて、利用集積を図ったとしました。

次に、(2)遊休農地の発生防止、解消①現状及び課題についてですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況については、1号遊休農地、こちらは耕作見込が少ない農地としまして、37ヘクタール。うち緑区分、こちら軽度な荒廃ということで、26ヘクタール。黄区分、こちらは重度な荒廃ということで、11ヘクタールとなります。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としました。

②目標については、令和3年度数値を参考としまして、緑区分の遊休農地の解消として、面積が26ヘクタールで、解消目標面積として記載要領にある5分の1の5ヘクタール。黄区分の遊休農地解消として、面積が11ヘクタールで、解消のための工程の策定方針については、各会議後等に農業委員と農地利用最適化推進員及び農業委員会事務局、関係機関等が協議し遊休農地の解消の方針を検討するとしました。これは、毎年実施している農地パトロ

ール調査を想定しております。また、新規発生遊休農地の解消は指針に基づき3ヘクタールとしています。

次に、③実績については、解消面積として3.1ヘクタールの達成率62パーセントです。

その他の表記については、昨年度の農地利用状況調査の時期と数値を記載させていただき、農政部局と協力し集積を図ったとしました。

次に、(3)新規参入の促進の①現状と課題についてですが、新規参入の状況は、令和2年度新規参入者が1経営体、令和3年度新規参入者が2経営体、令和4年度新規参入者が1経営体でした。課題としては、認定農業者については、未更新等により減少傾向にあること。また、経営者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手育成を市農政部局と連携を図り推進する必要があるとしました。②目標については、過去の実績に基づき権利移動面積を記入いたしました。目標面積としては、記載要領により過去3年度分の権利移動面積の平均の1割以上の2.2ヘクタールとしました。

③実績については、ネット等を使用した対応ではなく、随時、窓口にて相談対応とする形で記載させていただきました。また、参考欄につきましては、令和4年度の新規参入法人数を記載しています。なお、点検結果としては、課題として高齢化に伴う新たな担い手の育成を市農政部局と連携し推進を図るとさせていただきました。

次に、2の最適化活動の活動目標については、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、1人当たりの活動日数を月、約5日程度とし、こちらは、あくまでも目標とさせていただきます。

(2)活動強化月間の設定目標として、設定回数を推進地区の6地区分と下記の2回を合計し8回としました。②実績としては、8月に実施した農地利用状況調査と、11月に開催しました産業まつりでの農地に関する相談ブースの設置を記載させていただいております。

(3)新規参入相談会への参加については、同日での開催となります。参加目標として全員での秋に開催予定のイベント産業まつりを利用し、約1回の参加目標としました。②実績としては、今回は農業委員のみでの開催となりましたが、産業まつり時に農地に関する相談全般として実施しました。その下の目標達成状況の標語と点検、評価結果につきましては、作成要綱による目標や達成状況に対する標語を入力しています。

次のページをご覧ください。

Ⅲ事務の実施状況について説明いたします。

1の総会等の開催実績につきましては、月1回ずつの合計24回を開催しました。2の農地

法第3条に基づく許可事務についてでございますが、1年間の処理件数は59件、うち許可59件ございました。令和4年度の処理期間の実施状況は、標準処理期間を申請書受付から28日となっておりますが、処理期間平均は富里市については16.6日で許可に至っておりますので、円滑であり、特に是正の必要はないものと考えております。3の農地転用に関する事務については、農地転用申請が84件ございました。処理期間の実施状況としては、許可申請から意見を添付して県に進達するなどの期間が、平均で16.5日となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。4の違反転用への対応についてでございますが、現状は管内の農地面積が2,430ヘクタールで、違反転用面積は変更ございません。9.4ヘクタールです。課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみでの解決が困難であるとし、活動内容は、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動やパトロールを実施しました。令和4年度実績については、解消した実績はございませんでした。審査会では、事実関係の確認や許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査を実施し、総会では関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。また、審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、掲示及び縦覧に供しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

令和4年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表（案）についての説明は、以上です。よろしくお願ひいたします。

議長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第5号

議長　日程第6　議案第5号　令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についてご説明します。

こちらも別添資料となります。お手元の資料をご覧ください。

まずI、農業委員会の状況については、先程、説明しました議案第4号の令和4年度最適化推進状況その他事務実施状況と同じ内容のため説明は省略させていただきます。次のページをご覧ください。こちらについても、先程説明させていただきました議案第4号と同内容となっており、重複説明となりますますがご了承願います。それでは、説明を続けさせていただきます。

IIの最適化活動の目標の①現状及び課題についてですが、管内の農地面積は2,430ヘクタールで、こちらは国の統計資料数値となり、農政課の資料を基としたこれまでの集積面積が257ヘクタール、集積率は10.5%でした。課題としては、利用集積についてはほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要であり、今後も啓発活動を実施し、新規の掘り起こしを行うとしました。

次に、②目標については、令和2年度に作成しました富里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき、新規集積面積の目標を10ヘクタールとし、集積面積を320ヘクタールとしています。

次に、(2)遊休農地の解消①現状及び課題についてですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況については、1号遊休農地が37ヘクタール、うち緑区分が26ヘクタール、黄区分11ヘクタールとなります。課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としました。目標については、令和3年度数値を参考としまして、緑区分の遊休農地の解消として、面積が26ヘクタールで解消目標面積が5分の1の5ヘクタール。黄区分の遊休農地解消として、面積が11ヘクタールで、解消のための工程表の策定方針については、各会議後等に農業委員と農地利用最適化推進員及び農業委員会事務局、関係機関等と協議し、遊休農地の解消の方針を検討するとしました。また、新規発生遊休農地の解消は指針に基づき3ヘクタールとしています。

次に、(3)新規参入の促進の①現状と課題についてですが、新規参入の状況は、令和2年度新規参入者が1経営体、令和3年度新規参入者が2経営体、令和4年度新規参入者が1経営体でした。課題としては、認定農業者については、未更新により減少傾向にあること。また、経営者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手育成を市農政部局と連携を図り推進する必要があるとしました。

②目標については、過去の実績に基づき権利移動面積で記入いたしました。目標面積としては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上の2.2ヘクタールとしました。

次に、2の最適化活動の活動目標については、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、昨年同様1人当たりの活動日数を月約5日程度とし、(2)活動強化月間の設定目標として、設定目標を推進地区の6地区分と下記分の2回を合計し昨年と同様に8回としました。また、(3)新規参入相談会への参加目標として、秋の開催予定のイベント産業まつりを利用し、約1回の参加目標としました。国からの目標設定としては、もう少し日数的には多いのですが、実施可能活動日として5日とさせていただきましたので、ご了承願います。

令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。報告第1号について、事務局の説明をもとめます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、ご報告します。

次第の15ページに3件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

（発言する者なし）

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。
これをもって本総会を閉会します。

(午後2時20分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員